



認証ADR機関

「社労士会労働紛争解決センター東京」

(法務大臣認証第45号・厚生労働大臣指定第14号)

のご案内

労働に関するトラブルの解決は
国家資格者の「特定社会保険労務士」
におまかせください！！

東京都社会保険労務士会

〒162-0814 東京都新宿区新小川町8-9

東京都社会保険労務士会館

TEL 03-5227-7661

FAX 03-3267-1191

「社労士会労働紛争解決センター東京」とは・・・

裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律（ADR法）に基づく法務大臣の認証と社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。

個別労働関係紛争とは・・・

労働契約やその他の労働関係についての解雇、賃金未払い、セクハラなど、個々の労働者と事業主間の紛争（トラブル）です。

ADR（裁判外紛争解決手続）とは・・・

裁判をすることなく、当事者双方の話し合いに基づき、あっせん、調停又は仲裁等の手続により、双方が納得できる紛争解決を図ろうとするものです。

特定社会保険労務士とは・・・

労働問題に精通した社会保険労務士が、ADRに関する研修を修了し、かつ、国家試験（紛争解決手続代理業務試験）に合格した「ADRの専門家」です。

豊富な知識と経験を活かし、依頼者の皆様を全力でサポートいたします。

認証ADR機関「社労士会労働紛争解決センター東京」 のご利用について

①まずはお気軽にご相談ください

労働に関するトラブル等、当会の無料相談窓口「総合労働相談所」にご相談ください。（毎週火・木曜日開催、毎月第4火曜のみ多摩相談室を同時開催、要事前予約）

②迅速に解決します

あっせん申立受付から概ね1カ月以内に「あっせん日」を決定し、原則1回の手続で終了します。

③「あっせん」は、夜間、土曜日に実施します

「社労士会労働紛争解決センター東京」では、毎週月曜日（午後4時～午後8時）及び毎月第4土曜日（午後1時～午後4時）に「あっせん」を実施します。

④円満に解決します

社労士会労働紛争解決センター東京の「あっせん」は、あっせん委員（特定社会保険労務士）が双方の意見を伺ったうえで、適切な和解案をご提案し、その後の円満な労使関係の回復するための手続きです。

⑤低廉に解決します

あっせんにかかる費用は3,150円（税込）です。

あっせん手続きの流れ

(「総合労働相談所」での相談、アドバイスを経た後、)

1. センター東京へあっせん手続きの依頼

・・・あっせん手続き制度の事前説明を行います。

2. あっせん手続の申立

・・・センター東京で対応する事案であるかどうか、申立内容を審査します。

3. 受付受理

・・・申立書、代理人選任届、申立に関する資料、申立費用 3,150 円（現金）をご用意ください。

4. 被申立人への通知、意思確認、制度説明

・・・申立書の写し、様式、しおり等を送付します。

5. 被申立人があっせん受諾

(あっせんに応じない場合は、ここで終了)

6. 当事者双方に通知

・・・当事者の日程を確認し、あっせん委員があっせん日を指定し、7日前までに通知します。

7. センター東京あっせん室にてあっせん手続き実施

・・・あっせん委員2名が双方、交互面接します。

8. 和解成立（和解契約書の作成）、申立人の取下げ、センター長による手続き終了の決定（打切り）

・・・あっせん手続き終了となります。